

道町連共済

同好会・老人クラブ・子ども会での加入について

道町連共済に、同好会等での活動中の事故のためにご加入いただいた場合は、別組織の活動と判断されるため、見舞金の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。



見舞金の対象となる場合

1～3 全てにはついていませんか？

- 1. その会の活動費は、町内会の収支予算で執行されていますか？
- 2. その会は、町内会の部会(例：総務部・女性部等)と同じく位置付けられていますか？
- 3. その会の活動は、町内会の事業計画に明記されていますか？



見舞金の対象とならない場合

- 1. その会が独自の事業計画を持っている場合
- 2. その会が独自の会計で運営されている場合
- 3. 町内会がその会に活動費を助成している場合

1～3 いずれの場合も
対象となりません